

令和2年4月8日

お客様各位

株式会社フレッシュネス

アプリクーポン(クーポン760～クーポン766)の7種類において過剰徴収に関しまして

拝啓

平素より格別のご愛顧を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、この度、弊社の提供するアプリクーポンにおきまして、店舗での会計時に、消費税計算に誤りがあることが確認されました。ご返金の対象となるお客様、また返金方法に関しましては、下記に記載をさせていただきます。

弊社といたしましては、今回の誤請求でお客様に多大なご迷惑をおかけしたことを心からお詫び申し上げますとともに、今後はこのようなことが起こらぬよう再発防止に万全を期してまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

対象となるお客様とご返金方法

(1) 対象となるお客様

2020年4月7日(火)OPEN～15:00までにアプリクーポン(クーポン760～766)の7種類
をご利用頂いたお客様

(2) アプリクーポン種類 ※下記7種類が対象となります

- 760 クラシックバーガーポテトセット
- 761 クラシックアボカドチーズバーガーポテトセット
- 762 テリヤキバーガーポテトセット
- 763 フレッシュネスバーガーポテトセット
- 764 ホットドッグ
- 765 フライズ(フライドポテト(L)×2・フライドチキン×3・チキンナゲット)
- 766 チキンズ(フライドチキン×3・チキンナゲット×2)

(3) 過剰徴収となった金額

通常は内税金額にて計算される所、対象のアプリクーポン利用分のみ外税の計算がされ
外税の金額分が多く徴収された。

(3)ご返金方法

下記の過剰請求窓口までお電話またはメールにて連絡を御願ひ致します。
諸内容を御確認させていただき返金をさせていただきます。

過剰徴収返金窓口

TEL 045-224-7499（過剰払いの件とお伝え下さい）

Mail: customer@freshness.jp

※平日 10～18 時まで（土日休日はメールにて受付致します）

※メールにはお客様のご連絡先、購入された店舗、時間、商品等
お解りになる範囲内にかまいませんので、ご記載いただけます様
御願ひ致します。

以上